

政令第百九十一号

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年十月一日とする。

理 由

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。